

食品安全性をめぐる WTO 紛争

藤岡 典夫

食品の安全性や動植物の健康保護に関する問題は、経済のグローバル化の進展とともに、通商摩擦のテーマになって注目を集めることが多くなってきた。このような食品の安全性及び動植物の健康保護に関する貿易問題に対処する国際ルールとして、1995 年に WTO (世界貿易機関) 協定の一環として発効した SPS 協定 (衛生植物検疫措置の適用に関する協定) がある。WTO においては、SPS 協定関係で今日までに、ホルモン牛肉事件、サーモン事件、農産物 (コドリング) 事件、リンゴ (火傷病) 事件及び遺伝子組換え産品 (GMO) 事件の 5 つの事件について紛争解決手続がとられ、SPS 協定の各種の論点についてパネル・上級委員会の判断がかなりの程度積み重ねられてきた。本報告は、これらの意味を分析することを目的とする。

第 1 のポイントは、SPS 協定の最も基本的かつ重要な規律である「科学に基づく義務」、つまり SPS 措置に科学的根拠を要求し (2 条 2 項)、より具体的には「適切なリスク評価に基づいてとる」ことを要求する (5 条 1 項) という規律である。5 つの事件のすべてにおいて、WTO 紛争解決機関は、争点になった被申立国の措置について SPS 協定違反の裁定を下し、この義務の厳格性が明らかになった。客観性と再現性を特徴とする「科学」を規律の中心に据えることは、保護主義を排するために、つまり人及び動植物の健康保護のために必要な措置と、そうした目的を表向きの理由にして自国産品の保護を目的とする恣意的な措置とを客観的に見分け、後者を排除するために有効であり、妥当といえるであろう。しかし、科学は決して万能ではなく間違ふこともあり、常に進歩しているものである。必

ずしも 1 つの明快な回答を出さないし、回答を示せないこともある。SPS 協定の規定及び先例の解釈は、科学にはこうした限界があることについて認識し、科学に基づく義務にある程度の柔軟性、つまり一部修正を許容している。こうした先例の判断の傾向は基本的には評価できるものであるが、特に、重大かつ不可逆的な環境及び健康への悪影響の可能性がある場合は慎重かつ予防的に対処するという予防原則／予防的アプローチの考え方をそれぞれのケースにおいて適切に適用していくこと、そして不確実性が大きい場合には、リスク評価に基づいてとることのできる措置の範囲により柔軟性を許容するという方針が重要である。

第 2 のポイントは、「適切な保護の水準」についてである。リスク評価の結果を知らされたリスク管理者は、適切な保護の水準 (そのリスクから人・動植物の生命・健康をどの程度まで保護するのが適切かということ) に照らし合わせて何らかの介入をする (SPS 措置をとる) べきかどうかを決定することになるのであるが、先例は、この適切な保護の水準を決定する加盟国の自立性を尊重する判断をしてきた。この判断も、加盟国の健康保護規制の自立性の確保にとって重要な意味を有し、評価できるものであろう。

つまるところ、SPS 紛争は、自由貿易の促進と各国の衛生植物検疫規制の自立性という相反する目的の間のバランスをどこでとるかの問題である。加盟国は、自国民及び動植物の健康を保護する重い責任を有している。もとより、SPS 措置のふりをした保護貿易主義的措置は排除されるべきであるが、輸入国の正当な SPS 措置が、結果的に国際貿易にコストを課し、あるいは輸入産品の貿易制限効果を持つものになったとしても、当該輸入国政府のこの責任の遂行のために適切かつ必要な措置であれば許容されてしかるべきであろう。